

徳島市一時預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における一時預かり事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 家庭で保育している就学前の児童（以下「児童」という。）が、保護者の傷病・入院、災害・事故、冠婚葬祭等により緊急を要する場合（以下「緊急」という。）または保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により一時的に保育が必要な場合（以下「一時」という。）に対応するため、所定の認可保育施設において一時預かり事業（以下「本事業」という。）を実施し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(利用期間)

第3条 本事業の利用期間は、緊急の場合においては緊急事案の発生日から7日、また、一時の場合においては週3日を限度とする。

ただし、市長が認めた場合は、緊急・一時ともに月30日を限度とする。

なお、当該利用期間は、第7条に規定する、実施施設長が利用申込書を受理した日及び利用申込書の写しが本市子ども保育課に提出された日と、同一年度内に限るものとする。

(実施時間)

第4条 本事業の実施時間は、月曜日から金曜日までは8時30分から17時まで、土曜日は8時30分から12時までとする。

(対象児童)

第5条 本事業の対象児童は、児童福祉法（昭和22年法律 第164号）第24条の規定による保育の実施の対象とならない本市内に居住する児童とする。

2 次の場合においては、本市内に居住しない児童であっても本事業の対象とし、それぞれの利用期間については、次のとおりとする。なお、当該利用期間は、第7条に規定する、実施施設長が利用申込書を受理した日及び利用申込書の写しが本市子ども保育課に提出された日と、同一年度内に限るものとする。

(1) 児童の保護者が里帰り出産により本市に帰省する場合

(利用期間：出産（予定）日の属する月の前後2カ月の月末までの期間)

(2) 児童の保護者が裁判員制度に伴う裁判員（候補者を含む。）となった場合

(利用期間：裁判員または候補者として裁判所に赴く日のみ)

(3) 児童の保護者が震災・風水害・火災その他これに類する災害の被災により本市に避難・帰省する場合

(利用期間：避難・帰省に必要となる相当期間)

(実施方法)

第6条 本事業を実施する認可保育施設の長（以下「実施施設長」という。）は、本事業専用の保育のために必要な設備を設けるとともに、児童の年齢及び人数に応じて、担当する保育士を適切に配置し、当該保育士の人数は2人を下ることはできない。

ただし、認可保育施設と一体的に本事業を実施し、当該施設の保育士の支援を受けることができる場合は、保育士1人が処遇できる児童数の範囲内において保育士を1人とする事ができる。

2 本事業における1施設の1日当たりの利用定員は、施設基準や保育士の配置基準の最低基準を遵守し決定することとし、対象児童の随時受入については、保育需要に応じて弾力的に対応する。

3 本事業を実施する施設は、児童の健康状態の把握に努めるものとする。

4 本事業を実施する施設は、日々の対象児童数や利用事由等の実施状況に関する書類を整備

するものとする。

(利用申込)

第7条 本事業の利用を希望する児童の保護者は、「一時預かり利用申込書（兼児童台帳）」を
実施施設長に提出しなければならない。

2 実施施設長は、前項の利用申込書を受理したときは、これを審査し、適当と認めたもの
に対して本事業を実施する。

3 実施施設長は、受理した利用申込書の写しを本市子ども保育課に提出しなければならない。

(利用者負担金)

第8条 本事業を実施する施設は、利用者負担金として日額1,800円を徴収する。なお、当
該負担金は減免等による減額は行わない。ただし、国が規定する一時預かり事業実施要綱（令
和6年1月18日5文科初第1851号、こ成保第8号「一時預かり事業の実施について」）
における災害特例型に該当する利用である場合は、利用者負担金を徴収しない。

(停止)

第9条 本事業の利用の必要がなくなった児童の保護者は、利用を停止しようとする日の前日
までに実施施設長に申し出なければならない。

(取消)

第10条 実施施設長は、本事業を利用するものが実施施設の行う保育上の指示に従わない場
合や、その他本事業を適切に実施する上で必要と認められる場合には、当該児童の事業利用
を取り消すことができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成3年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。